

## 第4章 計画の推進体制について



## 第1節 計画の推進体制

第3期障がい者計画の実現のためには、福祉分野のみならず、保健、医療、教育、労働、生活環境など、多岐の分野にわたっており、福祉保健部が中心となり、庁内関係室課、関係団体・機関、障がいのある人などと連携を図りながら、総合的かつ効果的に推進を図っていきます。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 吹田市障がい者福祉事業推進本部

吹田市障がい者福祉事業推進本部においては、市長を本部長とする「本部会」、各部次長、室長で構成する「幹事会」を設置し、総合的かつ効果的に計画の推進を図っていきます。

#### (2) 吹田市障がい者施策推進委員会

吹田市障がい者施策推進委員会においては、学識経験者、市内の公共的団体の代表者、関係行政機関の職員の方々だけでなく、障がいのある人及び障がいのある人の福祉に関する事業に従事する方たちを構成員とし、それぞれの立場からの意見をいただき、計画及び施策の推進を図っていきます。

### 2 計画の効果的推進に向けて

基本方向ごとに具体的な施策を位置づけるとともに、施策区分ごとの指標を設定し、年度毎に進捗状況を把握し、着実な計画の推進に努めます。

### 3 国、府等の動きへの反映について

本計画においては、施策の推進を図るため、障がいのある人のニーズの把握に努め、進捗状況を定期的を確認し、施策運営に適切に反映していきます。

国においては、平成25年（2013年）8月までに障害者自立支援法を廃止し、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け審議が行われており、今後の法制度の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に対応していきます。

